## EPC2000 下の期限徒過に対する 2 つの救済手続

2012年01月30日

# 特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

## 1. 手続の続行(further processing)

「**手続の続行**(Further Processing)」とは、欧州特許出願に関する手続期限を徒過した場合であっても、 出願人による期限徒過救済の請求により、当該欧州特許出願が権利の失効を免れて元の手続がその後も欧州特 許庁に係属するという効果をもたらす救済手段である。

旧 EPC においても、欧州特許庁の指定期間を徒過した場合に一部認められていたが、PLT\*111 条が規定する手続期限徒過の救済手続を履行すべく、EPC 2000 は、手続の続行が可能な手続の対象範囲を大幅に拡張した。

**EPC121条(1)**は、「出願人は、欧州特許庁に対して手続期間を遵守できない場合でも、欧州特許出願手続の 続行を請求することができる。」とし、原則的には欧州特許庁に対する手続期限徒過に対して請求による救済 が認められると規定している。

その上で、**EPC121(4)および Rule135(2)**は、**EPC121(1)**下で救済が認められない手続(**例外的な手続**)を限定列挙している。但し、これらの<u>例外的な手続については、**EPC122** が規定する「権利の回復」が適用されて救済される余地がある</u>。

### (1-1) EPC121(1)下の救済

EPC121(1)下の救済は、期限が設定されている実質的にすべての手続に適用可能である(但し、後述する手続には適用されない。)。

手続の続行を請求するためには、期限徒過についての欧州特許庁からの通知(期限の不遵守に関する連絡(例えば、期限内に応答しなかったので出願を取り下げ旨の連絡)から2ヶ月以内に、出願人は期限徒過の救済請求の料金支払と共に期限徒過前に本来行うべきであった手続を行なう(Rule135(1))。

この手続の続行の請求において、出願人や代理人が期限を徒過した理由を示すことは、救済を請求するための要件とはされていない。したがって、例えば、審査請求期限や料金支払期限等を徒過した場合に、徒過時点から2ヶ月以内に料金支払いと共に徒過した手続を行なえば、特に徒過の理由を示すことなく権利の失効を免れる。

<sup>\*1</sup> EPC 改正外交会議と同年である 2000 年に WIPO で採択され、2005 年に発効した PLT (特許法条約 (Patent Law Treaty: PLT)) は、ユーザーの立場から見た手続きの簡素化を目的として、出願日認定要件の緩和 (PLT5 条)、期限徒過に対する救済 (PLT11 条)、権利の回復 (PLT12 条) など出願人の手続き負担を軽減するための規定を有するものである。

# (1-2) EPC 121(1)下で救済できない手続

EPC121(1) が規定する手続の続行の請求期間である 2 ヶ月を徒過した場合には、権利喪失に関する連絡 (Rule 135(1)) を EPO から受領するが、最早、EPC121(1)下の救済を受けることはできない。このような場合、 あらゆる相当の注意 (all due care) を払ったにもかかわらず期限徒過してしまったと認められた場合に は、EPC122 下の権利の回復による救済の余地がある。

審決例による基準によれば、<u>あらゆる相当の注意(all due care)を払ったにもかかわらず期限徒過してし</u>まったと認められるためには、<mark>過誤が、例外的な状況のために生じたか</mark>、あるいは<u>通常であれば十分に機能する監視システムにおける孤立した過誤であることを要する</u>。

なお、具体的な審決例については、『期限徒過による不利益の救済に関する各国制度の調査報告及び提言書』 (国際活動センター国際政策研究部による 2010 年 3 月付の報告書) の第 10 頁~第 26 頁を参照)。

EPC 121(1) 下で救済できない手続は、以下のとおり。

## 【EPC121(4) に規定の EPC121(1) 下で救済できない手続】

- · 優先権主張期間 (EPC 87(1))
- · 審判請求期間 (EPC 108)
- ・ 拡大審判部による再審理のための申請期間 (EPC 112a(4)の期間)

## 【Rule135(2)に規定の EPC121(1)下で救済できない手続】

- ・ 非公用語出願の翻訳文の追完期間 (Rule 6(1))
- ・ 欧州特許を受ける権利を有していない者による欧州特許出願手続期間 (Rule 16(1)(a))
- ・ 生物学的材料の寄託期間 (Rule 31(2))
- 先の出願の認証謄本の提出期間(Rule 40(3))
- 欧州特許出願の更新手数料の納付期間(Rule 51(2)~(5))
- ・ 優先権書類の提出期間 (Rule 52(2)及び(3))
- ・ 出願時の方式審査において指摘された欠陥の補充期間(Rule 55)
- ・ 明細書の欠落部分又は欠落した図面の提出期間 (Rule 56)
- ・ 出願書類における欠陥の補充期間 (Rule 58)
- ・ 先の出願の出願番号または先の出願の写しの提出期間 (Rule 59)。

但し、発明が単一性を欠いている場合の追加の調査手数料の納付期間 (Rule 64)、及び不当 に権利喪失と欧州特許庁が認識した場合に欧州特許庁による決定を求める申請をする期間 (Rule 112(2)) に関しては除外する。

## 【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍) 外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

### 【無断複製·転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.